

JETRO バンコクでの駐在を終えて ～人と人とのつながりの中で過ごした3年間～

審査第二部自動制御 主任上席審査官 高田 元樹

抄録

日本貿易振興機構バンコク事務所（JETRO バンコク）の知的財産部長として駐在していた3年間余りの主立った業務や経験について、各イベントのエピソードを含めつつ少々深くご紹介することで、海外駐在員としての業務の雰囲気や成長著しいASEAN諸国の現地の状況を、少しでも皆様に感じていただければと思います。

〈プロローグ〉

「高田くん、バンコクに行かない？」

2013年某日、当時在籍していた部署の上司に呼ばれたところから、私のASEANへの道は始まった。

「バンコクに行くって出張じゃないですよね？ もしかしてJETRO駐在ってことですか？」

当時、審判企画室で審判システムの刷新立ち上げ準備等、海外駐在とは縁遠い業務を担当していた。また、国際課の経験があるといっても総括担当であつたし、まさかそのような打診が自分に来るとは思いも寄らなかったため、即答できずに躊躇したのをよく覚えている。

「そう、JETROバンコク。答えは今すぐでなくて良いからご家族にも相談してみて。」

2013年、タイではタクシン派（赤シャツ）と反タクシン派（黄シャツ）との抗争の真ただ中であり、反政府デモがたびたび発生している様子が日本のテレビ報道等で流れていた。当時、子供がまだ一歳になりたてであったこともあり、そのような中海外赴任が務まるのか、打診を受けたことの喜びより不安の方がどうしても先行していた。

しかし、海外赴任の機会などきつともう二度と巡ってくることはないだろうし、日系企業のASEANへの注目が年々高まっているというニュースは見聞きしていたので、我が国にとって重要度の高まるASEANの地で頑張っていこうと上司からの



JETROバンコク

エールと受けとめ、家族も説得して海外赴任を決意した。

1.はじめに

特技懇編集委員の皆様から本誌への寄稿のご依頼を頂戴し、ありがたいお話と即快諾させていただいた後、特技懇誌の過去の関連記事を改めて確認してみた。すると、日本貿易振興機構バンコク事務所（以下、「JETROバンコク」という。）における業務や我が庁のASEANに対する知財協力について、私の前任者を含む諸先輩方が過去に特技懇誌に詳細に寄稿されていることに気が付いた。正直なところ、JETROバンコクにおける業務の内容や協力の方向性は、4年前の先輩方の寄稿内容と大きく変わるものではない。そこで、本稿ではこれまでとは少々違

う切り口で、JETROバンコクにおける特に主立った業務や経験について、各イベントのエピソードを含めつつ少々深く紹介することで、当時の状況を少しでも皆様に感じていただければと考えている。

そのため、JETROバンコクにおける全体的な業務内容や我が庁のASEANに対する全般的な知的財産協力にご興味のある方におかれては、私の前任の大熊さんが本誌に寄稿された「ジェトロのアセアン地域に関する知財分野の活動について―日系企業支援を中心に―」(2014.1.24 No.272) など¹⁾に詳細かつ系統立てて紹介されているのでぜひご覧いただきたい。

なお、本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、我が庁及びJETROとしての公式見解などを述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、全てにおいて正確な内容であることは保証できない。

2. JETROバンコク知的財産部の概要

まだ20世紀だった1996年、デュッセルドルフ事務所等に次ぐJETROの海外事務所における我が

庁からの数少ない駐在員として、初代がバンコク(図1)への駐在を始めて以来、私は7代目として2014年9月より駐在生活を開始した。

JETROバンコク知的財産部は、我が庁からの駐在員に加え、嘱託員である知的財産専門家(日本人弁理士1名)、日本弁理士会から派遣される弁理士(日本人1名)、現地採用のナショナルスタッフ(タイ人2名)の計5名により構成されており、JETRO海外事務所における知的財産部の規模としては大きい方である。

図2にASEAN諸国の地図を示す。ASEAN加盟10か国は海側の島嶼部(シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ)の「海のASEAN」と、インドシナ半島側のメコン地域(タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス)の「陸のASEAN」に大きく分けられる。私が赴任後しばらくの間は、ASEAN10か国すべてがJETROバンコクの担当国であったが、2015年7月にJETROシンガポールに新たなJPO駐在員が配置されるようになってからは、JETROバンコクは主として「陸のASEAN」側を担当することとなった。

また、上記寄稿に紹介されているとおり、JETRO



図1 JETROバンコク前のラチャダムリ通りとBTSの高架(バンコク中心部は東京と変わらない都会である)

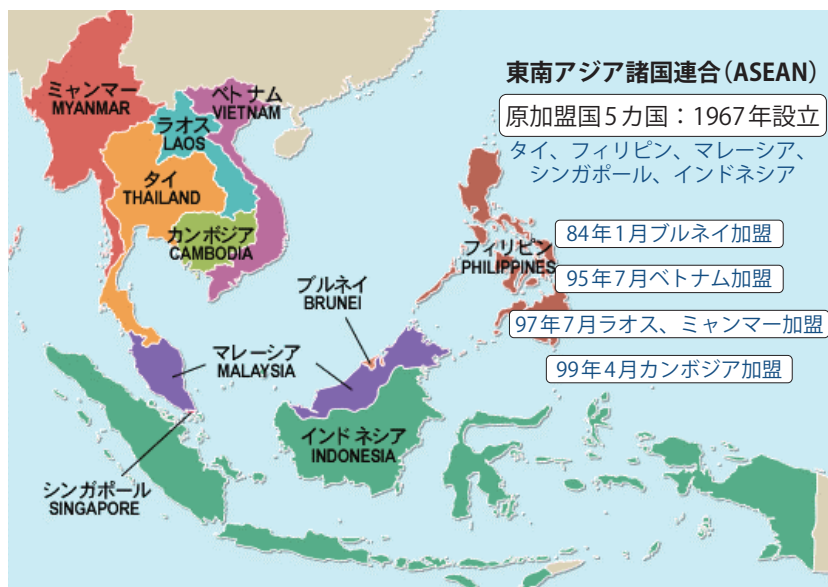


図2 ASEAN10か国

1) 大熊 靖夫「ジェトロのアセアン地域に関する知財分野の活動について ―日系企業支援を中心に―」(特技懇No.272 2014.1) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-3.pdf>
南 宏輔、上田 真誠「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力」(特技懇No.272 2014.1) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272tokusyu2-1.pdf>
井口 雅文「タイの特許制度事情とその周辺」(特技懇No.260 2011.1) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/260/260tokusyu2.pdf>
天野 斉「アセアンの知的財産事情」(特技懇No.243 2006.11) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/243tokusyu5.pdf>

バンコクにおける業務は、大きく以下のように分けられる。

- (1) 企業相談
- (2) 中小企業支援
- (3) グループ活動支援（東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）等）
- (4) 情報収集
- (5) 調査事業
- (6) 情報発信
- (7) セミナー開催（①アセアン諸国におけるセミナー、②日本におけるセミナー）
- (8) 現地イベント（真贋判定セミナー、タイIPフェア等）

一方、上記寄稿の中ではあえて細かく触れられていないが、JETROバンコク知財部には、我が庁や経済産業省の知財担当アタッシュとして、(A) ASEAN 諸国における知的財産権取得の円滑化、(B) ASEAN 諸国における効果的な権利行使・エンフォースメントの実現、の二つの大きな目的のために、現地の知財関連政府機関との交渉・調整・協力等と、現地に進出する日系企業の支援を行う使命を有している。

そこで、本稿では、上記二つの目的に沿って、主要なイベントをいくつか紹介する形で話を進められればと思う。

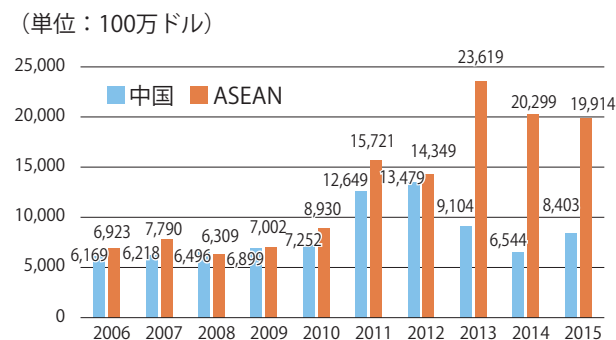


図3 日本の対中国、ASEAN直接投資

〔出所〕「国際収支状況」（財務省）、「外国為替相場」（日本銀行）よりジェトロ作成。

〔注〕1) 四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートによりドル換算。

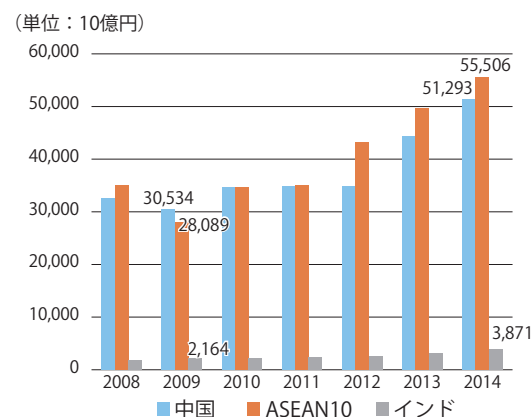
2) 2014年以降、国際収支統計の基準変更。

3) タイについては、洪水の影響を考慮し、2011年の第4四半期の39億ドルと2012年第1四半期の△37億ドルを集計の対象外としている。

3. ASEAN諸国はなぜ日系企業にとって重要なのか？

ASEAN諸国に対する日系企業の戦後の進出の歴史は、中国などよりも古い。特に1980年代後半には、プラザ合意後の急激な円高に対応する形で、電気機器・輸送用機器等の各種産業がASEAN諸国に生産拠点を設ける動きが本格化した。その後、1997年のアジア通貨危機まで、進出・投資ブームが続いたが、ASEAN経済の混乱に伴って減退し、日系企業の投資はASEANから中国へとシフトした。しかし、その後中国経済が発展し、中国リスクが叫ばれるようになり、再び日系企業のアジア展開がASEANの方を向くようになって、ASEAN諸国への注目度は年々高まっている。

日本企業の中国・ASEAN・インドにおける売上高推移



日本企業のASEANにおける売上高推移

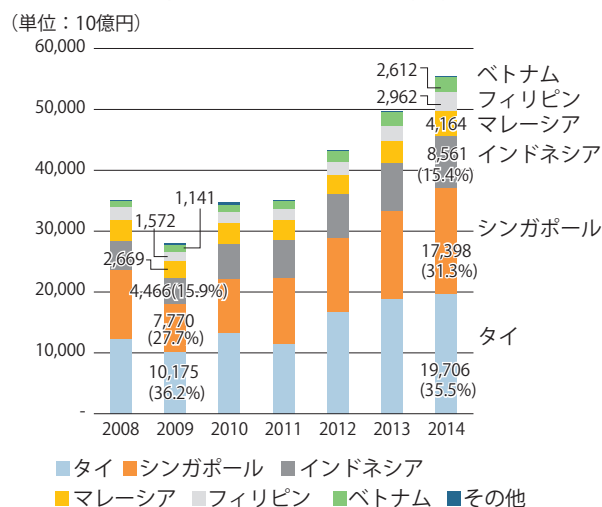


図4 日本企業の中国・ASEAN・インドにおける売上高推移

〔出所〕経済産業省「海外事業活動基本調査」の各年版よりジェトロ作成（各年7月に調査。最新は2014年度実績を対象とした2015年調査）。

そして、現在ではASEAN全体の投資額で見れば、中国への投資額を抜く規模となっており（図3）、市場として見ても、中国と同規模かそれ以上の重要なマーケットとなっている（図4）。また、2015年末にはASEAN経済共同体が成立し、関税面等日系企業にとってさらに魅力が高まっている。

そのため、日系企業の当地におけるさらなるビジネス展開に向けて、ASEAN諸国における知的財産権の権利取得・権利行使を円滑かつ効果的に行える環境の整備を進めることが、喫緊の課題なのである。

4. ASEANにおける円滑な権利取得に向けて

4.1. タイ編

○タイ知的財産局（DIP）

JETROバンコク知財担当駐在員が最も密な関係を築くASEAN内の政府機関……それはやはり我が庁のカウンターパートであるタイ商務省の知的財産局（Department of Intellectual Property：DIP）であろう。タイDIPには平均して月に数回、多い時には毎週、さらに多い時は毎日訪問した。

タイDIP（図5）は、インドネシア知財総局に次いでASEANで2番目に大きい400～500名程度の職員を有する知財庁であり、同局では我が庁と異なり著作権や地理的表示（GI）等を含む知的財産権全般を所掌する。私の駐在期間中に最も関係が深かったのは、特許部と国際担当部であるが、それ以外にも、意匠部、商標部、法務部、知財権侵害防止・抑制部、情報システム担当など、タイDIPのほとんどの部署と交流を持つ機会があった。



図5 タイ商務省の外観（DIPのオフィスは左側の1ブロック（3～14階）で、ASEAN最大規模のオフィス面積を誇る）

○商標法・特許法改正

私の任期中、それまで大きな変化の見られなかったタイDIPに二つの大きな変化が生じた。一つは特許法や商標法等の法改正であり、もう一つは審査の迅速化に向けた審査官の大幅増員である。

ご案内の方も多いかと思うが、タイでは2014年5月にタイ王国国軍によるクーデターが発生し、それ以来軍事政権が続いている。このクーデターは、冒頭で紹介したタクシン派と反タクシン派の抗争を収めるべく起こされたと言われている。

日本でクーデターや軍事政権というとさぞかし恐ろしい状況なのかと不安に思われるのが普通かと思う。しかし、タイでは1932年の立憲革命以来10回以上のクーデターが発生しており、多くの流血を伴うこともあれば、他方でその時々政治的混乱を收拾する役割を担うこともある。2014年のクーデターでは、結果として、冒頭に説明したタクシン派と反タクシン派との抗争がその中で鎮静化されたわけで、結局軍事政権が続く形となった私のタイ駐在期間中は、数度爆弾騒ぎ等があったものの、前任の方々の駐在期間に比べると至って平和であった。（ただ、プミポン前国王様のご崩御（図6）というタイの歴史の転換点を目の当たりにすることとなったが……）



図6 タイDIP新人研修（後述）のWelcome Dinnerにて（同研修はご崩御直後に開催されたため、皆が喪服である）

もちろん、民主主義に相反する軍事政権については多くの反対意見があるのは当然であり、混乱収束の後は速やかに民主政権に政権移譲されるべきものである。しかし、タイの各政府機関は、軍事政権の間の方が民主政権下の与野党間の対立・混乱がない分、法制定・改正を進めやすいと心得ている風があ

る。2009年の歴史的なPCT加盟もしく、2016年には16年ぶりとなる商標法改正及びマドプロ加盟を実現し、そして現在では特許法改正・ハーグ協定加盟に向けて鋭意検討が進められている。

そして、その流れの中で、我が庁及びJETROとしては、我が国政府及びユーザーからの要望を各法改正等に盛り込むべく根気よく働きかけている。また、法改正後は、例えばマドプロ加盟に向けた審査実務の運用構築支援等の相手国のニーズに合わせたサポートを続けている。

○審査官の大幅増員

そして、もう一つの大きな出来事が、ここ数十年来なかった審査官の大量増員である。

過去の正確な数字は明らかではないが、タイDIPに聞いた話によれば、タイDIPの特許部(Patent Office)の特許審査官の人数は、少なくとも過去20年ほどは20～30人という状況が続いていた。それに対して、PCT加盟後数年間を除くここ10年ほどタイDIPへの特許出願は着実に増加しており、ここ数年は7～8千件程度で推移している(図7)。審査

請求制度により一部審査請求されない出願があるとしても、上記の特許審査官数で到底審査処理し切れるわけもなく、特許出願のバックログ件数は2016年初めには4万件弱にまで膨れ上がっていた。

また、ご案内のとおり、タイは過去10年以上、1974年米国通商法におけるスペシャル301条の優先監視国(Priority Watch List)に位置付けられ、知的財産権の早期の権利取得と効果的な権利行使・エンフォースメント環境の整備を求められていた。そのため、タイ政府は一刻も早い優先監視国からの脱却に向けてあらゆる努力を行う必要があった。

そのような状況の中、タイDIPでは、2016年から3年計画での審査官の大幅増員、特に特許に関しては20～30名だった審査官数の100名体制への拡大を政府から勝ち取った。そして、2017年には上記増員の効果がオフィスアクション件数の2～3倍増という形で早速現れ始め、後述のとおり、2017年12月に優先監視国から監視国への脱却を果たすこととなる。

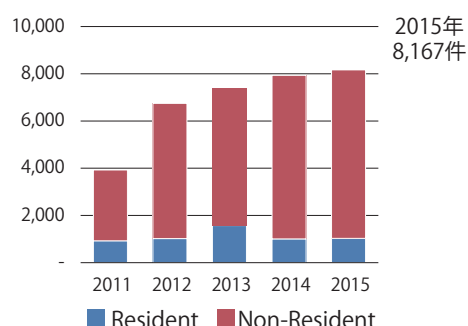
○特許審査官の新人教育

今振り返ると、バンコク赴任後まもない2014年11月、バックログ解消に向けた我が庁の各種経験を伝える説明会をタイDIPで開催した頃から、タイDIPの新人教育に対する我が庁による協力の流れが始まっていたことに気付く。

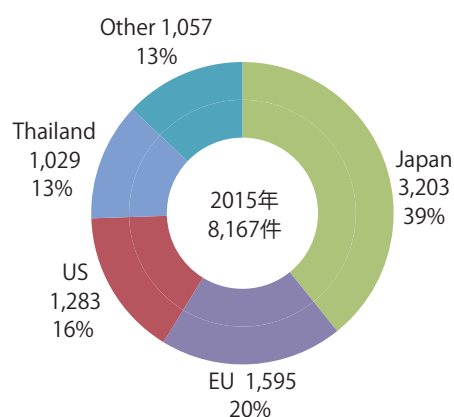
上記説明会の前週、当時の久保上席審査長(国際指導教官代表)に、タイ知的財産・国際取引裁判所17周年シンポジウムにおけるご講演のためご来泰いただいた(私の初のアテンド経験であった)。そのご滞在のマーヅンで、タイDIPのベラサック特許部長と今後の二庁間協力について短時間お話しいただいた際、我が庁のバックログ解消に向けた経験について共有して欲しい旨の依頼を受けたことから、急遽同説明会を開催する運びとなったものである。

私は2007～8年当時、調整課の企画調査担当として、我が庁のFA11達成に向けたIN-OUTシミュレーションの作成やバックログ解消に向けた各種施策の立案・検討に従事したことがあり、バックログ解消に向けた我が庁の経験や苦労をよく理解していたため、説明会の依頼があった際、二つ返事で回答できた。

説明会には、ベラサック特許部長やオーラモン国



WIPO統計から作成。データ不備等あるため注意。



WIPO統計、各国ANNUAL REPORTから作成。
データ不備等あるため注意。

図7 タイへの特許出願件数の推移

際担当部長、関係者らにご参加いただき、我が庁の機構・定員、特許特別会計の歴史・仕組み、任期付審査官や検索外注等のバックログ解消に向けた各種施策について説明し、質問攻めにあった。特に私が強調したのは任期付審査官制度についてであった。調整課時代の経験から、約500名の任期付審査官の方々の純増が、FA件数の増大にどれほど大きく寄与しているかを身をもって理解していたからである。その日、説明会自体は数時間で終了となったが、その後も我が庁の施策のより詳細について、タイDIPから折あるごとに質問を受けた。

その後、我が庁とタイDIPは、2015年5月の奈良での日ASEAN特許庁長官会合の際に協力覚書を締結し、人材育成協力や公報のデータ交換等の協力関係を深化させていくことになる。そして、日タイ間の協力の進展にあたって、2015年6月にタイDIPにとあるキーパーソンが異動してきた。日本の高校・大学・大学院を卒業・修了され、在日タイ大使館やタイ国政府貿易センター大阪事務所長等も歴任された親日家のS副局長(当時)である。副局長は私の高校の先輩ということもあり大変可愛がっていただいた。副局長の着任以来、タイDIPを訪問する機会がさらに増え、我が庁の施策・経験等についてたびたびご説明させていただいた。

2016年に入り、2月に当時の高原上席審査長(国際指導教官代表)にご来泰いただき、我が庁における審査官補等の人材育成プログラムやチェックシート等についてタイDIPへご説明いただいたところ、先方から大変大きな関心が寄せられた。そして、上述のとおり2016年中頃、タイDIPにおける審査官の大幅増員が決定され、我が庁の人材育成プログラムやチェックシートが全面的にタイDIPに取り入れられることとなっていく。

現在、タイDIPの新人研修カリキュラムとして、約2か月間の研修コースが組まれており、これは我が庁の審査官補コース研修の内容にとっても類似している。そしてこの研修コース中、前半の第3～4週目にJPO国際指導教官による特許審査実務研修が組み込まれている。当時、他にWIPOやEPO等からも類似の研修実施のオファーがあった中、新規性・進歩性等の



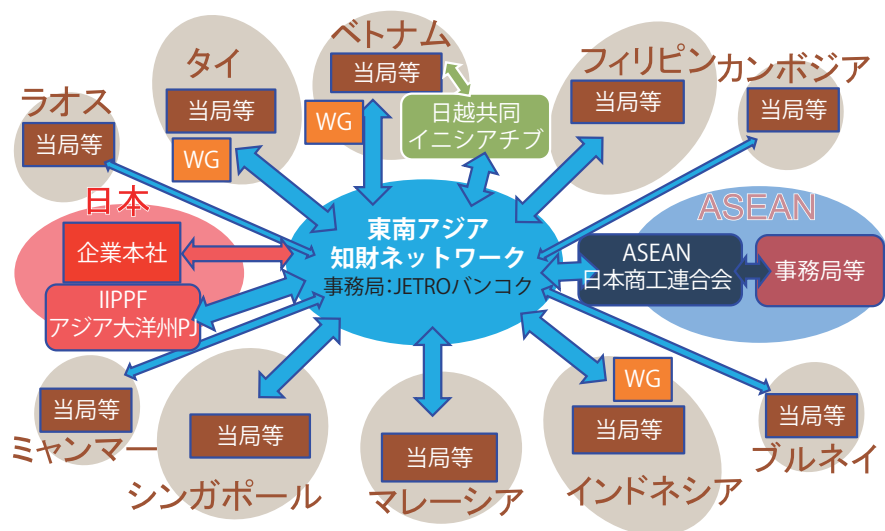
図8 タイDIP新人向け特許審査実務研修の風景

特許審査の基本を教える最も重要なパートを我が庁にらせていただけたのは駐在員冥利に尽きる。

上記研修の風景は図8のとおりであるが、その内容については、当時の柳澤審査企画室長からの寄稿²⁾に詳しいので、そちらをご覧ください。また、第1バッチ(2016年10～11月)、第2バッチ(2017年3月)の新人研修実施にあたり、ご来泰、そして全面的なご協力をいただいた中楨上席審査長(当時の国際指導教官代表)を始めとする国際指導教官及び審査企画室の皆様、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

なお、本稿執筆時点(2018年3月現在)において、特許審査官数が70～80名体制となっているタイDIPでは、上述のとおり2017年のオフィスアクションの件数が従前までの2～3倍となっており、増員及び人材育成の効果が早速現れている。そして、タイの有史以来未曾有のオフィスアクション件数に対し、我が庁OBの井口先生を始めとする現地代理人の方々は嬉しい悲鳴を上げておられるとのこ

2) 柳澤 智也「特許審査の国際戦略～海外特許庁への審査官派遣プロジェクトの切り口から～」(特技懇No.283 2016.11)
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/283/283tokusyu1.pdf>



ネットワークを通じて、たとえば、
東南アジア諸国やASEANに関する様々な知財関連情報を広く共有し、
東南アジア諸国における知財庁をはじめとする政府機関と広く協働し、
ASEAN事務局やASEAN知財作業部会への建議などを行っています。

図9 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) 概要

タイ審査促進につながる協力事業として継続実施

- | | |
|---|---|
| <p><u>2014</u> ・Dec. Toyota, Hybrid vehicle
・Dec. Honda, Hybrid vehicle</p> <p><u>2015</u> ・Feb. AJINOMOTO, amino acid
・Jun. Honda, Fuel cell vehicle
・Oct. Toyota, air-bag/EV technology</p> <p><u>2016</u> ・Jan. JFE steel/UACJ, steel plate and aluminum processing technology
・Feb. AJINOMOTO, amino acid
・Mar. Panasonic, 3D-Blue Ray</p> <p><u>2017</u> ・Feb. UACJ, Aluminum related technology
・Apr. Yamaha Motor, TRICITY
・Jun. UBE INDUSTRIES, Polybutadiene
・Jul. Japan Aluminium Association, Aluminum related technology
・Dec. JAMA, Asahi KASEI, Nisshin Seifun</p> | <p>2014～2016年に個別案件説明を行った13件中11件が登録済</p> <p>越NOIP、尼DGIPに対しても開始</p> |
|---|---|



SEAIPJ ロゴマーク

図10 タイ DIP 向け技術説明会の開催実績

とである。数万件のバックログは1～2年で解消されるものではないが、5年10年のスパンで考えれば必ずや解消されるものと期待している。

○タイ DIP に対する技術説明会

上述のとおりタイDIPに対しては、我が庁が大きな貢献をしているところであるが、それとは別途出願人・ユーザーである日系企業からも独自の取組・協力が行われているので、少しだけご紹介させていただきたい。

ASEAN地域における日系企業の知財グループである東南アジアネットワーク (SEAIPJ) (図9) では、2014年12月以来、タイDIPにおける特許審査の迅速化に向けて、

タイDIPからの要望に基づき、メンバー各社・各団体が技術説明会を開催している (図10)。

この技術説明会は、DIP審査官のキャパビルのため、技術の全般的な説明を行った後、各社が個別案件について技術説明を行い、要すれば工場見学もあわせて行うものである。このうち、2014～2016年に個別案件説明を行った13件中11件が、説明会実施後概ね数か月～1年程度で登録に至るという顕著な実績が出ている。

バックログを抱えるタイDIPにおいて、審査迅速化に向けてユーザー側が取り得る手立てとして今後もご活用いただければ幸いである。

4.2. カンボジア編

○カンボジアの経済・知財情勢

私の任期中に我が庁及びJETROとの協力関係が劇的に進んだ国、それがカンボジアであった。

カンボジアは20世紀の長い内戦時代を経て、1993年にカンボジア王国として設立された後、1999年にASEANに加盟、2004年には世界貿易機関(WTO)に加盟を達成し、外資主導の産業発展が進み、21世紀に入ってから高い時期では二桁、近年でも7%程度の高成長を続けている。人件費の安さ、またプノンペンSEZ等のインフラが整った経済特区が開発されていることもあって、タイを拠点に一部の生産プロセスを周辺国に移す「タイプラスワン」の国として日系企業の進出が着実に増加している。また、2014年にはカンボジア初のイオンモールがプノンペンにオープンしており(図11)、その日本と変わらない商品展開と利便性から日系駐在員にとってのオアシスとなっており、私もカンボジア出張のたびに利用したものである。(もちろんカンボジア人でにぎわっている。)

また、知的財産制度に関しても、21世紀に入ってから各種法律・規則が急ピッチで制定されており、条約について言えば、私の駐在期間にマドプロ(2015年6月)、PCT(2016年12月)、ハーグ協定(2017年2月)と立て続けの加盟を実現した。

ただ、カンボジアでは、知財を担当する官庁が我が国と同様に細分化されており、特許・意匠等は工業手工芸省(MIH: Ministry of Industry & Handicraft)、商標・地理的表示等は商業省、著作権は文化芸術省が各々担当している。それゆえ、各省庁との交渉・協力等のため出張回数はASEAN各国の中で最も多くなった。(なお、3年間の海外への総出張回数は百数十回に及ぶ。)



図11 カンボジア・イオンモールの外観

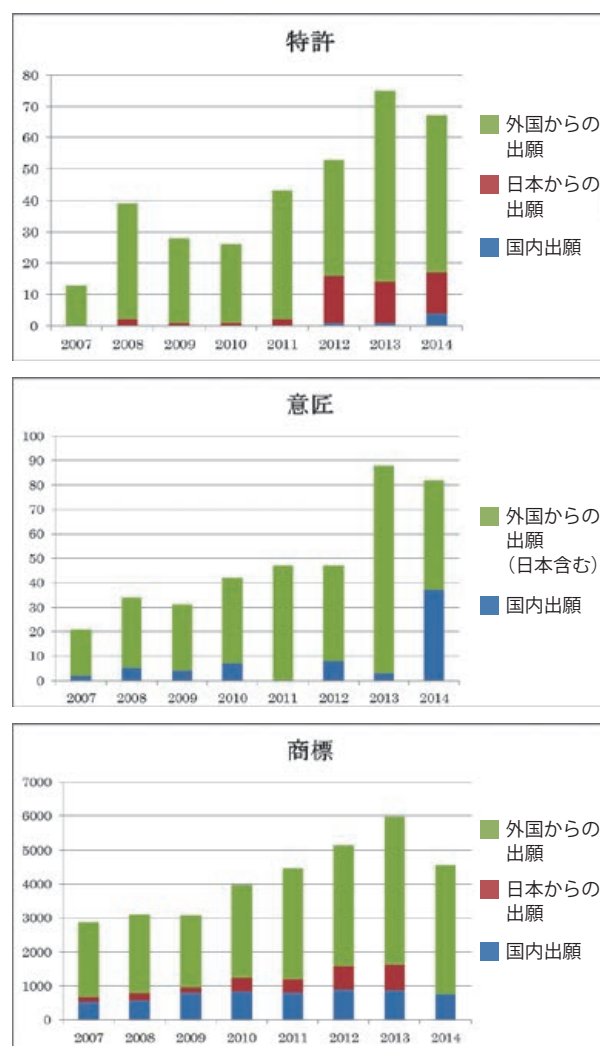


図12 カンボジアへの各種出願状況

MIH発表資料から作成。
商標については商業省発表資料より作成。
データ不備等あるため注意。

商業省知的財産権部は70～80名程度の職員を有し、年間4～6千件程度の商標出願を取り扱うのに対し、工業手工芸省産業財産権部の職員数は20名程度で、意匠出願が年間80～90件程度、特許出願が年間70～80件程度という状況である(図12)。

そして、知財担当省庁を束ねる形で、国家知的財産委員会(NCIPR)が組織されており、我が庁はNCIPR及び商業省との間で2014年11月に協力覚書(MOC)を締結し、具体的な協力を開始した。

○特許審査協力の始まり

覚書締結当初は、どちらかというと商業省との間の協力関係が主であったが、2015年8月の意匠に関する意見交換を皮切りにMIHとの深い付き合いが始まった。



図13 (左) 当時のカンボジア MIHの外観 (右) 2017年の新館(後側)のオープン後の様子(だいぶ快適になった)



図14 カンボジア商業省の外観



図15 MIH特許課の執務室風景
(写っているのはリエン特許課長)

図13が当時のMIHの写真である。商業省(図14)と比べるといかにも古びた感じがお分かりになるだろうか。事実、商業省は近年プノンペン中心部から少し郊外(プノンペン国際空港周辺)に移転し、開放的で明るく広々とした建物なのに対し、MIHは築数十年(?)の大変古く埃っぽく空調もあまり効かない、そして何より入るのが躊躇われるトイレ……。

そして、図15が当時のオフィス内の風景である。特許課といっても30代半ばのリエン課長以下職員数名、という状況で未審査の紙包袋が山積みになっていた。(といっても一応整理されている分だけインドネシアより優秀だったのであるが。)

そして2015年は、日系企業の知財担当の方々の関心が大きくカンボジアに向けられた年であり、日本知的財産協会(JIPA)や日本ライセンス協会(LES)等多くの方々とともにカンボジアの知財関連政府機関を巡り、カンボジア政府及び日系企業にとっての問題点について理解を深めることができた。

その中で一番大きい問題として挙げられたのが、通常の特許出願についてまだ1件も審査も登録もされておらず、特許課のメンバーがそもそものよう

に審査を進めたらよいのかわからないという点であった。

その当時、MIHにおける特許出願のバックログは数百件、そしてそのうち2〜3割が日系企業からの出願であるにもかかわらず1件も審査が進んでいないというのである。それもカンボジアの特許法上、MIH自身は特許の実体審査は行わず、特許請求の範囲の記載を他庁の審査結果に合わせれば特許査定できる制度となっているにもかかわらずだ。

そこで、私と澤井知財専門家(当時)は、カンボジアにおいて、日系企業からの出願について特許登録第一号を生み出そうということで、まず日系企業からの出願をすべてリストアップしてもらった。そして、彼らのオフィスに足しげく通って日系企業からのすべての出願について1件1件出願・中間書類を確認し、何れの書類を提出してもらえれば特許にできるのか、出願人・代理人にどのようなオフィスアクションを通知すればよいのか等のコンサルテーションを続け、OJT形式で彼らの審査実務運用の構築を支援した。もちろん出願・中間書類はクメール語のものが大半なので、必要に応じて日クメール語

通訳を手配して同行していただいた。(当時、カンボジアに知財を理解できる日クメール語の通訳の方はいなかったので、通訳の方の勉強・育成という側面も有していた。)

コンサルテーションの中で、登録に必要な出願・中間書類がすべて整う案件が生まれ出し、カンボジアの通常の特許出願において、初の特許査定案件が(特段盛大に祝われることもなく)密かに生まれた³⁾。

その後もコンサルテーションを続ける中で、我が庁に対する信頼関係がより深まり、MIH側からさらなる我が庁との知財協力制度を構築できないか、オファーがあった。これがすなわちCPGに係る交渉の始まりである。

○特許の付与円滑化に関する協力(CPG)への合意

MIHとの交渉の中で出てきた案の中には以下のようなものもあった。①我が庁において特許登録されている案件に基づいて、いつでもカンボジアにおいて登録を受けることができる(カンボジアシンガポール間の特許の再登録制度のようなもの)、②JPO版のバリデーション制度を創設し、その傘下にカンボジアを入れる(EPOにならった制度)。

これらの案についても、我が庁は真摯に検討した。特に、当時JPO国際協力課のASEAN担当だった蒲田さんには、各制度のメリット・デメリット・条約との整合性等と網羅的にご検討いただき、心から感謝している。①の再登録制度に関しては、我が国の権利者のことだけを考えるならば魅力的な制度ではあったが、条約との整合性、法改正やシステム改造、権利者と第三者とのバランス等の様々な観点に鑑みて、まずは特許審査ハイウェイ(PPH)における協力関係をさらに発展させた、特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)を開始することに合意することとなった。

2016年5月4日、当時の伊藤特許庁長官にカンボジアの首都プノンペンまでお越しいただき、MIHのチャム・プラシット上級大臣との間で覚書に署名

いただき⁴⁾、同年7月1日から同スキームが始まることとなった。ラオスとのCPG(2016年11月)、ブルネイとのPPH+(2017年10月)へと続く、審査体制が十分に整備されていない新興国に対する我が庁の特許審査支援策の始まりであった。

スキームの内容は図16や特許庁の各種HP⁵⁾のとおりに、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査でカンボジアでも特許を付与するというものである。これにより、出願人は、日本で登録された特許と同様の特許をカンボジアでも早期に取得することが可能となる。

しかし、新たなスキームを作ってもそれを利用してくださるユーザーが出てこなければ意味がなく、実際の申請案件を通じて、CPG案件の審査処理の仕方をMIHメンバーに学んでもらって初めてスキームが定着するというものである。そこで、同年7月のスキーム開始に向けて、JETROが関与するセミナーや個別相談等の場を通じて積極的に宣伝活動を行った。その甲斐もあって、こちらの記事⁶⁾のとおりに、とある日系鉄鋼メーカーが第一号の申請を行い早々にカンボジアでの特許登録が実現した。そもそものMIHへの出願件数が多くないので、申請件数が劇的に伸びるわけではないが、その後利用は着実に伸び、本執筆時点で10件を超える申請があり、早いものでは申請から1か月で登録となっている。

もし、カンボジアにおいて早期に特許権の取得を希望される場合には、本スキームの活用を検討いただければ幸いである。

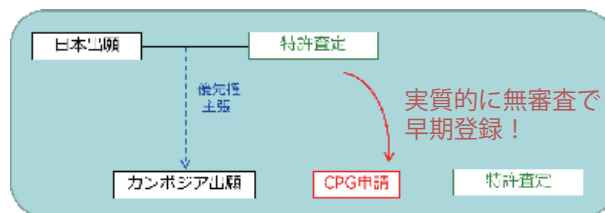


図16 特許の付与円滑化に関する協力(CPG)のスキーム図

3) 当時MIHで特許査定するためには、各案件について上級大臣決裁まで必要となっていた(すなわち、副局長→局長→……→副大臣→上級大臣の各決裁が必要であり、とても時間がかかる)。そのため、決裁を少しでもスムーズに進めるため、「JPO/JETROの高田と澤井専門家によるコンサルテーションの下、特許査定する。」との一文が決裁伺い文書に加えられていたそうである。

4) 「カンボジアで特許が取得しやすくなります」(特許庁HP) https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery/2016051001.htm
<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160509001/20160509001.html>

5) 「特許の付与円滑化に関する協力(CPG)について」(特許庁HP) <https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/cpg.htm>

6) 「JFEスチールが無審査特許 カンボジアで初、事業開拓に布石」(NNA Asia 2016.10.18付け) <https://www.nna.jp/news/show/1521217>



図17 (左) カンボジアPCTセミナーの際のプラシット上級大臣との記念撮影 (右) カンボジア知財啓発セミナーでの集合写真

なお、誌面の都合上詳しくは紹介できないが、まったく同時期に並行して、カンボジアのPCT加盟に向けたコンサルテーションや各種セミナー開催も行っていた(図17)。これらの地道な協力が、JPO/JETROとMIHとの信頼関係のさらなる醸成、円滑なコミュニケーションにつながっていたと感じている。

5. ASEANにおける効果的な権利行使に向けて

5.1.ASEAN地域における模倣被害状況

ASEAN地域における日系企業にとってのもう一つの大きな課題、それは如何に効果的に知的財産権に基づく権利行使、エンフォースメントを行えるかということであろう。そのため、JETROバンコク駐在中の主たる活動の一つとして、日系企業の模倣品対策に向けた支援に取り組んでいた⁷⁾。

ASEAN地域における模倣品の多くは中国から来ていると言われている。特に、私が任期途中から主で担当することになったメコン地域(インドシナ半島)では、ベトナム・ラオス・ミャンマーが中国と国境を接しており、陸路で国境を越えてくる模倣品の流入を如何に差し止めるのが課題であった。例えば、図18は、中国とラオスの国境都市ルアンナムターの市場における日系二輪メーカーの模倣品の写真であ



図18 (上) 中国ーラオス国境税関(ボーテン)の風景
(中) ラオス側の国境都市ルアンナムターの市場の様子
(下) ルアンナムターに着いたプロペラ機(未だに有視界飛行とのこと)

7) タイにおける模倣品流通実態調査(2015年5月) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_201505.pdf
タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査(2017年9月) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf
ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査(2017年9月) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf
ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査(2014年3月) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_counterfeit_201403.pdf



図19 (左上) タイーミャンマー国境風景(メーサイ、写真中左側がミャンマーで右側がタイ)
 (右上) タイーカンボジア国境風景(アランヤプラテート)
 (左下) タイーマレーシア国境風景(ワン・プラチャン)
 (右下) タイーラオス国境風景(ノーンカイ)

るが、中国から国境を越えて運ばれてきたと思われるバイクが白昼堂々と大量に販売されていた。

島国の住民である日本人にとって、陸路の国境はあまりイメージがわからない方もいらっしゃると思う。しかし、例えば、タイについて言えば、本稿冒頭の図2のとおり、東西南北をカンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの4か国と接しており、ASEAN諸国の中でも有数の長い陸路の国境線を有している。私は任期中、タイの主要な陸路国境10か所程度を視察して回ったので、図19にその写真を一部紹介する。

これらの写真は、いずれも正規の国境税関付近の風景である。しかし、ASEANにおける模倣品の流入は必ずしも税関を通して来るものばかりとは限らず、密輸により運ばれてくる品も多々ある。陸路の国境は往々にして河川により形作られており、例えば、図20はタイとラオスの間のメコン川の風景であり、非常に幅広なメコン川が国境を形成している。一方、例えば、タイとミャンマーの国境には図19左上の写真のように非常に川幅が狭い(例えば、数m)といっ

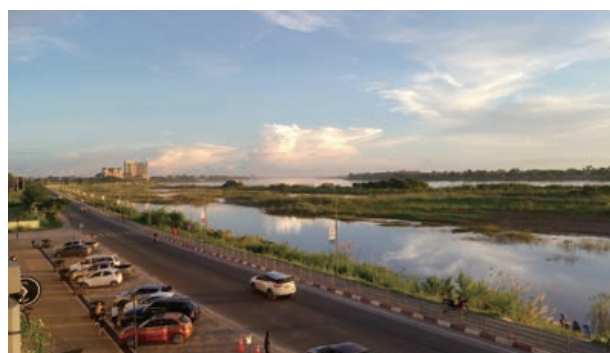


図20 タイーラオス国境のメコン川風景(左側手前がラオス、右奥がタイ。夕日に照らされたメコン川は大変美しい。)

た箇所が少なからずあり、図21のように正規の税関を通らない密輸が横行している。そのため、ある日系企業駐在員の方の話では、自社製品(正規品)の輸入を始めようとしたら、すでに格安の中国製模倣品がミャンマー国内で多数販売されていた、といった事態も普通に起こっているとのことである。

このようなASEAN地域における模倣品対策としては、陸・海・空の各国税関における水際差止めと、各国国内におけるエンフォースメント機関による模倣品の摘発の二つが主となる。ただ、国内での模倣品



図21 タイ（メーソート）ーミャンマー（ミャワディ）の国境税関から数kmの地点の風景
（乾季（上））には人や犬が歩いて渡れる状態となり、雨季（下）でも運び屋が頭の上に大きな家電製品の模倣品を乗せて、トラック→渡し舟→対岸のトラックへと積み替えていた。伝え聞くとところによると、中央政府のコントロールが効きにくい州政府や自治体が、（関税よりも安い）独自の通行手数料を徴収する形で密輸を容認しているという話もあるとのこと。）

の摘発は模倣品業者との間でのいたちごっこになりがちなため、国内に入る段階、すなわち税関における模倣品の水際差止めに期待する日系企業が多い。

JETROバンコクとしても、各国の税関や経済警察等と付き合いを深めており、任期中、タイの首都バンコク市内及び国境税関において2回（2015年、2017年）、ラオスの首都ビエンチャン及び上記中国ーラオス国境税関のボーテンにおいて1回（2017年）、そしてミャンマーにおいては毎年1回以上（2015～2017年に計4回）、税関等のエンフォースメント機関向けの真贋判定セミナーを開催した。

本当はいずれの回も紹介できたら面白いエピソードがあるのだが、誌面の都合上ここではもっとも長期間を費やしたミャンマー税関に対する取り組みを最後のエピソードとして紹介したい。

5.2. ミャンマー税関差止めプロジェクト

このプロジェクトは、私のJETROバンコク駐在時代のライフワーク的なプロジェクトとなり、ミャンマー税関初の模倣品差止実績を創出できた大変思い出深いものである。

始まりは、赴任直後の2014年10月上旬、経済産業省模倣品対策室の野田補佐（当時）の依頼からであった。当時まだ模倣品の差止実績のなかった、というよりも知財法が制定されていないミャンマーの税関において、日系企業の模倣品の差止め実績を創出しようというものである。

現在ミャンマーでは、長年準備が進められてきた知財法案（商標法・意匠法・特許法・著作権法）が今年2月によりやく上院を通過し、一日も早い成立が待たれている状況である。しかし、当時はまだ知財法制定までの道のりはまだ遠く見えない状況で、商標はミャンマー独自の仕組みにより数十年来にわたって保護されていた。ミャンマー登記法に基づき、使用したいマークを農業灌漑省に登記し、登記されたマークであることを新聞に掲載することで自分の権利を宣言し、実際にマークを使用することで権利の効力を発生させるというものである。

当時のミャンマーは、進出日系企業の増加に伴い、各社の模倣品問題も顕在化し始めていた頃であって、どのような手立てで模倣品の摘発・差止めが可能となるか、各社が模索を始めていた。ミャンマー税関に対して、登記された商標を税関登録することで、その商標を権利侵害する侵害疑義品が税関を通関する際に差し止めるという内部運用を作ったという話も聞こえてきていたが、その詳細は分かっていたいなかった。

そこで、ミャンマー税関への電子通関システム（MACCS）導入のため⁸⁾、日本税関から派遣されていた植野JICAチーフアドバイザーと中田JICA長期専門家のお二人を訪ねるべく、ヤンゴン税関内のJICAオフィスにお邪魔し、ミャンマー税関のIPRWGメンバーをご紹介いただいた。まだ右も左もよくわかっていない2014年10月中旬のことである。

その後の同プロジェクトのプロセスについては、

8) 「電子通関システムが稼働、関税評価方式も切り替え（ミャンマー）」（JETRO通商公報 2016.11.30）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/7ed43990dfd60d8a.html>

当時模倣品対策室の模倣対策専門官であった脇野さんの記事⁹⁾や、また植野さんや中田さんがCIPICジャーナルに寄稿された記事¹⁰⁾に詳しく解説されているのでご参照いただければと思うが、2015～2017年初頭までの流れは大きく次のステップに分けられる。

- 1) ミャンマー税関IPR WGメンバー2名の日本招へい (2015年2月)
- 2) 本プロジェクト開始 (2015年4月：参加企業1社)
- 3) 第1回ミャンマー税関向け真贋判定セミナー (2015年8月)
- 4) 初年度は模倣品発見に至らず
- 5) プロジェクト2年目開始 (2016年4月：参加企業4社)
- 6) 第2回ミャンマー税関向け真贋判定セミナー (2016年7月) (図22)
- 7) 第3回ミャンマー税関向け真贋判定ミニセミナー (2017年1月)

2017年1月のミニセミナーによりてこ入れを図り、同年2月のミャンマー税関の模倣品の集中監視月間における実績創出を期待したが、残念ながら同期間内に模倣品は発見されなかった。しかし、私の任期中の実績創出は厳しいかと諦めかけた矢先の同年3月に、ミャンマー北東部のシャン州の税関チェックポイントにおいて、上記参加企業のうちの



図22 ミャンマー真贋判定セミナーの様子

1社の腕時計の侵害疑義品が発見された旨、ミャンマー税関から連絡が入ったのである。

参加企業による真贋判定の結果、1,000点以上の腕時計は模倣品であることが確認され、廃棄された。本事案がミャンマー税関における初の模倣品差止め事例となり、ミャンマー国営の新聞や日本の新聞でも紹介された。

その後、2017年度は、参加企業を5社に増やし同プロジェクトを継続しているところ、2017年9月には2例目となる同社の腕時計の模倣品が差し止められている。この3年間あまり、幾度となくミャンマー税関へと足を運び、図23にあるようにIPR WGを始めとした税関職員の方々との信頼関係を構築してきた賜物ではないかと感じている。



図23 真贋判定セミナー後のフォローアップ会合での集合写真

今後、いずれの形にせよ日系企業とミャンマー税関との間の結びつきをより強化し、さらなる実績が創出されていくことを期待したい。

なお、本プロジェクトの実施にあたり、植野JICAチーフアドバイザーと中田JICA長期専門家を始めとした、ヤンゴン税関JICAオフィスの方々のご協力なくして成功はあり得なかった。この場をお借りして心から感謝申し上げたい。

5.3. 米国通商法スペシャル301条

上述のとおり、タイではこの10年以上、米国の

9) 脇野 俊二「経済産業省模倣品対策室が推進する「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要」<http://www.moj.go.jp/content/001212904.pdf>

10) 植野 修平、中田 麻実「ミャンマーの輸入通関手続きと模倣品水際対策の現状」(CIPICジャーナル Vol.251 2017.6) http://www.kanzei.or.jp/cipic/cipic_journal/subscriber/2017/201706Vol251N02.pdf (会員のみ閲覧可)



図24 タイにおける模倣品破壊式典の様子
(年1～2回実施される)

スペシャル301条の優先監視国に指定されており、その脱却に向けて年々模倣品取り締まりを強化してきた(図24)。

特に2017年は数々の大規模な取り締まりを実施しており、2017年6月に日系企業12社にバンコク及びラオス国境のムクダハンまでお越しいただき、各社の真正品・模倣品の真贋判定手法をタイ税関や経済警察担当者らに説明した結果、タイの主要マーケット等において日系企業の多くの模倣品が自主摘発されたという。

これらのタイ政府の取組の結果、2017年12月にタイがスペシャル301条の優先監視国から外れる旨の発表がなされ、タイ政府の知財関係機関は大きな喜びに沸いた。

これで、ASEAN諸国の中で優先監視国リストに残っているのはインドネシアのみである。

6. 会員の皆様へのメッセージ

最後に、JETROバンコクでの駐在経験を踏まえ、特技懇会員の皆様(特に中堅・若手審査官(補)の皆様)へのメッセージを記させていただきます。

○我が庁の審査結果は、PPH案件である否かを問わず、タイ知財局の審査官を始めとしたASEAN各知財庁の審査官たちに大変高く評価・信頼されています。ASEAN他庁の審査結果を利用して、ASEAN特許審査協力プログラム(ASPEC)に基づ

く早期審査の申請を行ったとしても、我が庁の審査結果を別途提出するよう審査官から指示があったという笑話(?)が少なからずあるほどです。

○他方、ASEAN知財庁の審査官たちは、我が庁だけでなくEPOやUSPTO等他の先進国の審査結果もよく参照しているとともに、我が庁における特許査定時に必ずしも本質的でない限定をすることとなったという声が日系企業から未だに聞こえてくることがあるのも事実です。

○現在、我が庁では「強く・広く・役に立つ特許権」の設定に向けた各種取組が進められております。特に日本発のグローバル出願については、日系企業等の皆様が、我々JPO審査官の審査結果を持って世界各国の知財庁で権利化を図ろうとしていることを常に意識して、審査に取り組んでいただければと存じます。

○若手審査官(補)の皆様へ：私はこれまで特許審査・審判業務に加え、国際・企画・人材育成・情報システム等、庁の内外で様々な併任・出向業務を経験させていただきました。駐在員は我が庁を代表して相手国政府機関と接し、我が庁に関するあらゆる質問や要望を受け対応することになりますので、バンコク駐在中、これまでのすべての経験が本当に役に立ったと感じています(もちろん分からず本国に助けを求めることも多々ありましたが)。皆様がこれまで、そしてこれから経験されていくことが、将来さらに別の形で役に立つことがあるということを頭の片隅に置いて日々頑張っていたいただければと存じます。

7. 謝辞

3年1か月の駐在期間中、JETROバンコク知的財産部において自分として最大限の活動を進めて来られたのは、澤井容子弁理士(2013.6～2017.3;現在はS&I International)、金森晃宏弁理士(2014.10～2016.3;現在は特許業務法人オンダ国際特許事務所)、石川勇介弁理士(2016.10～2018.3;現在は秋山国際特許商標事務所)、木挽謙一弁理士(2017.7～;現在も三菱電機株式会社よりJETROバンコクに出向中)、そして4名のタイ人スタッフ(ニダさん、ポポさん、モーさん、ターさん)という8名の優秀な部下たちの支えがあってこそこのことで



図25 JETROバンコク知財部メンバーと

あった(図25)。誌面をお借りして改めて心から感謝申し上げたい。

そして、庁OBでありタイで長年ご活躍中の井口先生、そしてJETROシンガポールに駐在中の五十棲部長には、大変多くのご指導・ご鞭撻を賜った。

また、特許庁幹部の皆様、各課の皆様、経済産業省、JETRO本部と各海外事務所、SEAIPJメンバー、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本自動車工業会や日本アルミニウム協会等の各工業会・協会の皆様、数多くの日系企業の皆様、そして現地政府のカウンターパートたち……お世話になった方々を挙げようとしたら枚挙に暇がない。

JETROバンコクでの3年余は、皆々様に支えられ、そしてそれに応えるように皆々様を支え……人と人のつながりの中で業務を進められた本当に充実した幸せな時間であった。ここで得られた知識・経験に基づき、これからも少しでも皆様のお役に立てよう精進して行きたいと考えている。

〈エピローグ〉

2018年2月、浦安で開催されたWIPOハイレベルフォーラムに参加するため、ASEAN各知財庁の長官たちが来日された。同フォーラムのレセプションには私も同席させていただくことができ、各庁の方々との旧交を温める大変楽しく懐かしい時間を過ごさせていただくことができた(図26)。

我が庁とASEANの各知財庁・政府機関との協力関係・信頼関係が、今後さらに発展・深化して行くことを心から願っている。



図26 レセプションにてタイDIPトッサポン局長らと

profile

高田 元樹 (たかだ もとき)

1998年4月 特許庁入庁(審査第三部生産機械)
2002年4月 審査官昇任(特許審査第二部生産機械)
国際課総括係長、二部福祉・サービス機器、インペリアル・カレッジ・ロンドン客員研究員、調整課長補佐(企画調査班)、工業所有権情報・研修館人材育成部長代理(調整担当)、審判部第15部門(福祉・サービス機器)審判官、審判課長補佐(審判企画室)を経て、2014年9月～2017年10月まで日本貿易振興機構バンコク事務所(JETROバンコク)に知的財産部長として駐在。2017年10月末より現職。